

## 75歳以上の方へ 後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

後期高齢者医療保険料では、同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などを合計した額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。令和8年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました。

●制度について…広域連合お問い合わせセンター  
☎0570-086-519 (IP電話の方は☎03-3222-4496)  
▶保険年金課☎042-460-9823

現行	改正後	軽減割合
総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円以下	総所得金額等の合計が下記に該当する世帯 43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円以下	7割*2
43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円+ 30.5万円×(被保険者数)以下	43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円+ 31万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円+ 56万円×(被保険者数)以下	43万円+(公的年金または 給与所得者の合計数*1-1)×10万円+ 57万円×(被保険者数)以下	2割

●令和8年1月1日時点で65歳以上の方は、公的年金に係る所得から15万円を控除します。  
●世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。  
●軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。  
\*1 公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える、または給与収入が55万円を超える被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。  
\*2 保険料は「医療分」と「子ども・子育て支援金分」で構成されますが、令和8・9年度は医療分に限り軽減割合が7.2割となります。

## 国民健康保険料の変更点をお知らせします

### 料率の改定

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金・葬祭費などの給付にあてられる基礎賦課額(医療分)、75歳以上の後期高齢者にかかる医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額(支援金等分)、加入者のうち40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に賦課される介護納付金賦課額(介護分)、令和8年度から、子育て世帯への給付を拡充するための子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分)の合計額で決定します。

令和8年度の国民健康保険料は、医療分、支援金等分、介護分の所得割率、均等割額を改定しました。また、新たに子ども分の所得割率、均等割額を決定しました。

### 料金の改定

	現行			改正後		
	所得割額	均等割額	限度額	所得割額	均等割額	限度額
医療分	賦課標準額×保険料率 5.41%	3万1,600円	66万円	賦課標準額×保険料率 5.63%	3万3,100円	67万円
支援金等分	賦課標準額×保険料率 1.68%	6,500円	26万円	賦課標準額×保険料率 1.81%	7,600円	26万円
介護分	賦課標準額×保険料率 1.64%	1万4,300円	17万円	賦課標準額×保険料率 1.72%	1万4,600円	17万円
子ども分	—	—	—	賦課標準額×保険料率 0.30%	1,900円*	3万円

\*18歳に達する日以後最初の3月31日以前の方は均等割額が全額軽減されます。\*子ども分の均等割額には、18歳以上均等割額100円を含みます。

### 軽減制度の拡大

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割
前年中の軽減判定所得が43万円+[30万5,000円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+[31万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	5割
前年中の軽減判定所得が43万円+[56万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+[57万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	2割

※軽減の判定には国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)の所得が含まれ、また国保から後期高齢者医療制度へ移行した方(特定同一世帯所属者)の所得および人数も含めます。  
※専従者給与(控除)額は必要経費に算入されません。また、それぞれの専従者が当該事業から受ける給与所得の金額はないものとします。  
※65歳以上(令和8年1月1日時点)の方は、公的年金等に係る所得から15万円を控除します。  
※譲渡所得の特別控除は適用しませんが、雑損失の繰越控除は適用します。

### 料率以外の改定

医療分の賦課限度額を改定しました。また、子ども分の賦課限度額を新たに決定しました。

### 軽減制度の拡大

国民健康保険料は、前年の所得に応じた所得割額、加入人数に応じた均等割額の合計で賦課されますが、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。令和8年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました。

▶保険年金課☎042-460-9822

## 国民健康保険

### 有効期限の更新 使用開始時期

8/1(土)から

▶保険年金課☎042-460-9822

お手元の資格確認書は7月31日(金)が有効期限です。保険証として利用登録されたマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」)の保有状況に応じた書類を令和8年7月中旬までに申請によらず、以下のとおり送付します。

☑ ●マイナ保険証をお持ちでない方…資格確認書(カード状/特定記録郵便)

●マイナ保険証をお持ちの方…資格情報のお知らせ(A4サイズの紙/普通郵便)

※どちらも在宅状況にかかわらず、ポストに投函  
※マイナ保険証をお持ちの70歳未満の方で、既

に資格情報のお知らせを交付している方は、有効期限の記載がないため送付対象外。紛失など再交付申請については、担当課までご連絡ください。  
※世帯主宛(同世帯で資格確認書と資格情報のお知らせの該当者がそれぞれいる場合は2通)に送付  
※マイナ保険証の保有状況につきましては、マイナポータル(モバイルアプリ)などでご確認ください。

☐有効期限 8月1日(土)~令和9年7月31日(土)  
※次に該当する方は有効期限が異なります。

●令和9年7月1日以前に70歳の誕生日を迎える方  
●令和9年7月31日以前に75歳の誕生日を迎える方

●外国人住民の方

※詳細は、送付物に同封されている案内をご覧ください。

【マイナ保険証をお持ちの方の資格確認書の交付】  
原則、資格確認書は交付されませんが、以下の要件に当てはまる方は申請によって資格確認書の交付を受けることができます。手続きにつきましては、担当課までお問い合わせください。

☑ 高齢者または障害者である被保険者本人に介助者などの第三者が同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な方

### 70~74歳の方の一部負担金の負担割合について ▶保険年金課☎042-460-9821

☑ 昭和26年8月2日から昭和31年8月1日までに生まれた方の資格確認書または資格情報のお知らせには一部負担金の負担割合が記載されています。負担割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

#### ☐一部負担金の負担割合の判定基準

同一世帯の70歳以上の国民健康保険加入者の収入などで判定します。

#### 【2割負担の方】

次のいずれかに該当する方

- 全員の住民税課税所得金額(課税標準額)が145万円未満
  - 全員の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
  - 全員の収入の合計が次のいずれかに当てはまる
- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満  
②世帯に被保険者が2人以上…520万円未満

③被保険者と同じ世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

#### 【3割負担の方】

次の全てに該当する方

- 住民税課税所得金額(課税標準額)が145万円以上が1人以上
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上